



## 公益財団法人西川記念財団が西川ゴム工業<5161>株式の大量保有報告書を提出



西川ゴム工業<5161>について、公益財団法人西川記念財団が11月15日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「安定株主として、また、事業遂行のための基本財産として、長期保有を目的としております。」によるもの。

報告書によると、公益財団法人西川記念財団の西川ゴム工業株式保有比率は、5.00%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2016年11月15日。